

# 転入・転出等の手続きは忘れずにしましょう

問本所市民課 ☎35 - 1197 または 各地域庁舎市民福祉課へ

入学・就職・転勤などで住所が変わる方は、住民異動届（転入・転居・転出）の提出が必要です。

手続きの際は、窓口に来庁する方の**本人確認書類**（運転免許証またはマイナンバーカード等）をお持ちください。

## ▶ 転入したとき

他の市区町村から本市に引っ越した方は、住み始めた日から14日以内に手続きをしてください。

### ▼必要なもの

- ・前に住んでいた市区町村からの**転出証明書**
- ・マイナンバーカード（お持ちの方）
- ・住民基本台帳カード（お持ちの方）
- ・在留カード（外国籍の方）
- ・後期高齢者医療負担区分等証明書（県外からの転入の場合で、前に住んでいた市区町村で発行されたもの）
- ・年金手帳（お持ちの方）
- ・前に住んでいた市区町村で発行された介護保険証（住所地特例施設に入所される方）

## ▶ 転出するとき

本市から他の市区町村へ引っ越す場合、転出証明書を発行します。

転出予定日の14日前から手続きができます。

### ▼必要なもの

- ・国民健康保険証（加入している方）
- ・後期高齢者医療保険証（加入している方）
- ・介護保険証（お持ちの方）

※新住所地に引っ越した日から14日以内に転入手続きをしてください。

## ▶ 市内で転居したとき

転居した日から14日以内に届出をしてください。

### ▼必要なもの

- ・マイナンバーカード（お持ちの方）
- ・住民基本台帳カード（お持ちの方）
- ・在留カード（外国籍の方）
- ・国民健康保険証（加入している方）
- ・後期高齢者医療保険証（加入している方）
- ・介護保険証（お持ちの方）

以上のような異動届のほか、以下に該当する方は、届出が必要です。手続きに必要なものをご確認の上、忘れずに行ってください。

対象者	窓口
国民健康保険または後期高齢者医療に加入している	本所国保年金課 ☎35 - 1292
福祉医療証（☎・㊦・㊧）を持っている	
国民年金に加入している	本所国保年金課 ☎35 - 1294
介護保険証を持っている	本所長寿介護課 ☎35 - 1289
児童手当を受給している（市内で転居したときは不要）	本所子育て推進課 ☎35 - 1291
児童扶養手当を受給している	
障害者手帳、自立支援医療受給者証、障害福祉サービス受給者証を持っている（転出するときは不要）	本所福祉課 ☎35 - 1273
特別障害者手当、障害児福祉手当を受給している	
犬を飼っている（転出するときは新しい住所地で手続き）	健康課（にこ♥ふる） ☎25 - 2731

※各地域庁舎市民福祉課でも手続きができます。

1月23日、日曜日の午後には市役所に幹部職員が集まった。その場で、山形県に対し、庄内地域を対象とするまん延防止等重点措置の適用について、政府に要請することを具体的に検討するよう依頼することが決まった。1月27日から庄内地域2市3町及び山形市に対し同措置が適用されることとなったが、その後も1月28日（113人）、1月30日（104人）、2月4日（115人）と3桁の感染者を記録するなどオミクロン株の猛威に直面した。年明け1月7日に本市としては約4か月ぶりの感染者が確認され、1月13日から19日までは1人ないし2人で推移していた。1月20日に2桁（10人）となり、小・中学校、保育園等に感染が拡大し、雲行きが大きく変わっていった。A小学校では1月21日から学級閉鎖を行っていたが、複数学年の児童と職員に陽性者が確認され、24日からは学校閉鎖（2月7日に再開）となった。その際保健所から指摘されたのは、「換気対策が十分に効果を発揮していない」ということだった。古い校舎には外気を効率的に取り入れる換気システムが備わっておらず、そのことを踏まえながら室内の空気と外気を入れ替えることを徹底する必要があった。予備費を活用し、2月7日までに小・中学校の全普通教室と職員室に緊急に二酸化炭素濃度測定器（CO<sub>2</sub>モニター）を配備した。また、B保育園では複数の園児、職

市長の  
一筆入魂

(49)

新型コロナウイルス感染症の影響で、催し等の中止・延期など、情報に変更となる場合があります。各担当課や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

## 市政



### 市役所本所市民課の窓口を休日開設・平日時間延長します

3月下旬～4月上旬は住所変更等の手続きで市民課の窓口が大変混雑します。次のとおり、一部業務について窓口を休日開設・平日時間延長します。

▼休日開設（午前9時～午後4時）

3月26日④・27日④、4月2日④・3日④・9日④

▼平日時間延長（午後6時30分まで）

3月22日④～25日④、28日④～4月1日④、4日④・5日④

▼取扱い業務 ▼住民異動届（転入届・転出届・転居届等） ▼印鑑登録

▼各種証明書の交付（住民票の写し・戸籍全部（個人）事項証明書・印鑑登録証明書・所得課税証明書等） ▼マイナンバーカードの申請

※海外からの転入の届出、広域交付による住民票の交付は臨時開設時間での取扱いができませんのでご注意ください。


問本所市民課 ☎35・1197

### 各種証明書を持ち帰るために使用する 広告入り窓口用封筒 寄附者募集

■規格・予定数量 ①角形2号程度（A4判の用紙が入る大きさ）：6万枚

②角形6号程度（A5判の用紙が入る大きさ）：3万枚 ■封筒の表示 広

告スペース（封筒の表面及び裏面の下部40%以内）、市章・市の業務内容

窓口用封筒・表	窓口用封筒・裏
 鶴岡市役所 市の業務内容 広告スペース	市の業務内容 広告スペース

設置期間 8月1日④～来年7月31日④ ■設置場所 本所市民課及び各地域庁舎市民福祉課の窓口、その他市長が指定する場所 申鶴岡市広告掲載要綱 鶴岡市広告入り窓口用封筒の寄附に関する取扱要領を確認の上、3月15日④～31日④に窓口用封筒寄附申込書（関係書類を添付）を本所市民課 ☎35・194へ 他市HP

### 令和3年鶴岡市消防本部管内 火災・救急の概要

▼火災件数、損害額、死者・負傷者数 総出火件数は42件で前年に比べ6件の増加。その内、建物火災は22件です。火災による損害額は4,908万9,000円で、前年より1,171万円増です。死者は4人で前年より2人増、負傷者は4人で前年より1人減です。

▼出火原因第1位は「電灯・電話等の配線」が6件で最も多く、次いで「たき火」が4件、「ストーブ」が2件、「たばこ」「こんろ」「風呂かまど」が各1件の順となっており、「その他」が10件、「不明・調査中」が17件です。

## 福祉



### 人工透析を受けている方に 通院交通費を助成します

その内、住宅火災の出火原因は、「電灯・電話等の配線」が2件、「ストーブ」「風呂かまど」が各1件、「その他」が3件、「不明・調査中」が4件です。▼救急出動件数は1日平均15・5件 救急出動件数は5,659件で、前年より367件増です。救急車で搬送された人員は5,103人で前年より219人増です。出動の事故種別では、「急病」が3,960件で全体の70.0%を占め、次いで「一般負傷」が818件、「転院搬送」が442件、「交通事故」が240件です。 問消防本部予防課 ☎22・8332

■人工透析を受けている方に 通院交通費を助成します ①本市に住み登録があり、腎臓機能障害による身体障害者手帳を持っている ②人工透析療法を受けるため交通機関（自家用車を含む）を利用して通院している ③本人及び同居世帯の生計中心者が所得税を課税されていない ④生活保護等で通院交通費の給付を受けていない ■助成額 通院交通費として実際に掛かった額と交付基準額の内、低い方の額 申3月31日④まで申請書・通院報告書と領収書（タクシー等を利用した方のみ）を本所福祉課 ☎35・1273 または各地域庁舎市民福祉課へ

員の感染が確認された。感染が拡大したのはマスクを着用することが難しい乳幼児とその関係職員であり、国レベルで指摘された乳幼児の感染対策の難しさを実感した。

まん延防止等重点措置の適用に伴い、飲食店には営業時間の短縮が要請され、ホテル、旅館を支援する県・市の観光宿泊キャンペーンは取りやめにせざるを得なくなった。2月7日の市議会2月臨時会では、小規模事業者に対する4回目の支援金（20万円または10万円）、宿泊・温泉施設に対する固定資産税の4分の1相当額の支援が可決された。市では、既存の緊急小口資金の貸付けや同居確保給付金の周知を含め、引き続き必要な社会経済対策を講じていく。ワクチン接種については、国の方針変更により2回目の接種からの間隔が8か月から7か月へ、そして6か月へと短縮されることとなった。本市でも医師会のご協力を得て、54の医療機関での個別接種を中心に接種を進めている。モデルナとファイザーのワクチンはいずれも安全性・有効性が確認されている。接種券が届き次第、ワクチンの種類にこだわらず速やかに予約・接種することへのご協力をお願いしたい。乳幼児から高校生まで、そしてその保護者世代への感染が大きく広がったオミクロン株。市役所では予防的措置として時差出勤、勤務場所を分離する注意就業に取り組んだ。除雪を止めない、ごみ収集を止めない、これまで経験したことのない感染力の強さの中で、市民サービス、市役所の業務を止めないために全力を挙げた。

## 令和4年度分福祉タクシー券・福祉給油券の交付

対象者に申請書をお送りしています。希望の方は必要事項を記入し、必ず押印の上、郵送してください。届かない・紛失した・新たに対象になった方はお問い合わせください。

①身体障害者手帳1級～3級 ②療育手帳A ③精神障害者保健福祉手帳1級 ④本所福祉課 ☎35・1273 または各地域庁舎市民福祉課へ



## 生活・その他

### 引っ越し時のごみの処分は計画的に

引っ越し等に伴って大量のごみが発生する場合は、分別の上、ごみステーションが満杯にならないように、数回に分けて出してください。粗大ごみや一度に大量のごみを処分したい場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼するか、ごみ処理施設に自分で持ち込んでください。

▼一般廃棄物収集運搬許可業者に処分を依頼する場合 料金等は各業者にお問い合わせください（業者名及び連絡先はごみ収集カレンダーに記載しています）。

※家電リサイクル法の対象品（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機、エアコン）やスプリング入りマットレスなど、市で取り扱わないごみの処分は、一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼してください。

▼自分で持ち込む場合 ▼もやすごみ  
・布団・古紙類（新聞・雑誌・段ボール・紙パック・雑がみ） 日曜・金曜日（祝日、年末年始を除く）午前8時30分～11時50分、午後1時～5時  
場ごみ焼却施設 費10kgにつき120円。古紙類は無料で引取り 他布団は1家庭1日10枚まで ▼もやすごみ以外・粗大ごみ 日曜・金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～11時50分、午後1時～4時30分 場リサイクルプラザ 費種類ごとに10kgにつき120円。粗大ごみは品目ごとに設定された料金 他持ち込む際は種類ごとに分別してください

間廃棄物対策課 ☎22・2848

### 市民の皆さんのご参加をお願いします 鶴岡地域の清掃ワゴン作戦&側溝清掃

日・場▽ワゴン作戦と側溝清掃 4月3日①：第二・第三学区 10日①：第一・第五学区 17日①：第四・第六学区 ▼ワゴン作戦 3月27日①：西郷地区 4月3日①：斎・京田・栄・上郷・三瀬地区 10日①：黄金・大泉・小堅地区 17日①：湯田川・田川・湯野浜・由良地区 5月1日①：加茂地区 8日①：大山区 日▽ワゴン

ン作戦：廃棄物対策課 ☎22・2848  
▽側溝清掃：本所土木課 ☎35・1403

## 市営住宅入居者募集

住宅名	間取り等	戸数
ちわら住宅	3DK (子育て向け)	1
美原住宅	3階・1LDK (高齢・障害者向け)	1
稲生住宅	4階・3DK	1
大山住宅	3階・2LDK	1
藤島	3階・3DK	1
羽黒	3階・2LDK	1
朝日	木造平屋3LDK (家族向け)	1
温海	木造平屋4LDK (家族向け)	1
柳原住宅	木造2階建て2LDK	2
	1階・3DK	1
	3階・3DK	1
	1階・3DK	1

### 市営住宅の管理を山形県すまじ・まちづくり公社に移行します

4月1日から市営住宅の管理を山形県すまじ・まちづくり公社（山形県住宅供給公社）が行うため、市役所本所建築課内に同公社管理事務所が開設されます。

■開所日時 月曜・金曜日（祝日、年末年始を除く）午前8時30分～午後5時15分  
■同公社が行う主な業務 入居者の公募・決定、保守管理、修繕相談窓口等  
■電話番号 ☎35・0153 間本所建築課 ☎35・1428  
他家賃の決定や大規模工事等は市が行います

### 子供のゲーム機やスマートフォン等には フィルタリングの設定を！

子供にスマートフォンやインターネットに接続可能なゲーム機・音楽プレーヤー等を持たせる場合は、フィルタリング（インターネット上の有害サイトへのアクセスを制限する機能）の設定や、ペアレンタルコントロール機能（子供が使える時間や見られるサイトを制御し使い方を見守る機能）を活用しましょう。

▼スマートフォンなどは、利用目的・方法・時間・料金等を家族でよく話し合って利用しましょう  
間青少年育成センター（櫛引庁舎） ☎0120・028・234

### 降雪や気温上昇で発生しやすくなります 融雪期の雪崩に注意！！

外出の際は、気象情報等に注意して雪崩の事故に遭わないようにしましょう。山の斜面の雪割れ等の前兆現象や変化に気付いたときは、安全な場所へ避難し、本所防災安全課 ☎35・1204 にご連絡ください。

新型コロナウイルス感染症の影響で、催し等の中止・延期など、情報変更となる場合があります。各担当課や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

## 新型コロナウイルス感染症対策・支援情報

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うまん延防止等重点措置の適用の影響を受けた事業者等を支援します。

売上が減少し経営が厳しい状況にある小規模事業者等の経営継続を支援します

### ▶ 第4回小規模事業者経営継続支援金

■対象 次の全てに該当する事業者

- ①市内に事業所を有する小規模事業者または個人事業主
- ②今年1月～3月のいずれかの月の事業収入が前年または前々年の同月と比較して30%以上減少している
- ③前年または前々年の1月～3月のいずれかの月の事業収入が10万円以上ある

■支援金額 交付対象③の事業収入が  
 ・20万円未満の場合は**10万円**  
 ・20万円以上の場合は**20万円**

■申請期間 5月31日④まで（締切日必着）  
 ※原則、郵送での提出をお願いします。  
 ※詳しくは市HPをご覧ください。

■問合せ 小規模事業者経営継続支援事務室 ☎29 - 2715（午前9時30分～午後4時30分）

利用客の減少等で売上げの減少が避けられない市内宿泊施設等の経営を支援します

### ▶ 宿泊施設等緊急支援事業

■対象 市内宿泊施設、民間の日帰り温泉施設  
 ■補助額 宿泊施設等に係る令和2年度の固定資産税額の4分の1相当額（宿泊業等の用に供する土地・建物分に限る）  
 ■申請期間 3月10日④まで（締切日当日消印有効）  
 ■問合せ 本所観光物産課 ☎35 - 1301

## 令和4年度水道メーター取替えの予定時期と地区

水道メーターは法律によって使用期限（8年間）が定められているため、定期的に取替えを実施しています。取替えに掛かる費用の負担はありません。  
 ④4月～12月 ⑤▽鶴岡地域：睦町、千石町、日出一丁目、日出二丁目、山王町、大部町、道形町、宝田、宝田三丁目、八ツ興屋、滝沢、上山谷、金谷

谷定、田川、少連寺、水沢駅前、由良、油戸、大山一丁目、大山三丁目、米出、坂下、下川、茨新田 ⑥▽藤島地域：鷺畑、千原、上川尻、下川尻、工藤、西小路、表小路、駅前、箕升新田 ⑦▽羽黒地域：東荒川、西荒川、野田、白山、仙道、向山、楯東、八森、桜ヶ丘、美野和、海谷森 ⑧▽鶴引地域：下山添 ⑨▽朝日地域：熊出 ⑩▽温海地域：湯温海 ⑪上下水道部お客さまセンター ☎23・7609 ⑫他予定地区以外でも取

## 公共下水道事業受益者負担金

替えを実施する場合があります  
 公共下水道の対象区域について、令和4年度から新たに公共下水道事業受益者負担金を納めていただきます。対象区域内の土地を所有する方に、公共下水道事業受益者負担金申告書を4月上旬に送付します。  
 ■対象区域 茨新田、長崎、枋屋、堅

## 令和4年度水質検査計画を公表します

安全・安心な水道を利用していただくために、水質検査の方針、検査項目・頻度、採水場所等を定めた同計画を市HPに掲載しています。同計画へのご意見等がある方は、上下水道部水道課 ☎23・7732にご連絡ください。

菅沢の各一部 ⑬上下水道部下水道課 ☎25・5860

## 新型コロナウイルスの感染を拡大させないため、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします

